

ベトナム人元技能実習生 リンさんの死体遺棄被告事件で、無罪判決事件のために心を寄せていただいた皆さんへ
重要なお報告です。

——無罪判決へ向けた最高裁判所の扉が遂に開きました。

1 審、控訴審とも有罪判決で、最高裁に無罪判決を求めて上告中のベトナム人元技能実習生レー・ティ・トゥイ・リンさんの死体遺棄被告事件について、最高裁判所第二小法廷は 2023 年 2 月 24 日(金)午後 3 時に弁論を開催する決定を行いました。

2021 年 11 月 19 日死体遺棄容疑で熊本県警に逮捕され、同年 12 月 10 日に死体遺棄罪(刑法第 190 条)で、熊本検察庁により起訴されたベトナム人技能実習生(当時)レー・ティ・トゥイ・リン(以下リンさん)は、無罪を主張しています。しかし、2021 年 7 月 20 日に熊本地方裁判所は「懲役 8 月、執行猶予 3 年」の有罪判決(杉原判決)を言い渡しました。この判決を不服として、リンさんは、福岡高等裁判所に控訴しました。2022 年 1 月 19 日 福岡高等裁判所(刑事第 2 部)は、「原審判決を破棄、懲役 3 月、執行猶予 2 年」の有罪判決(辻川判決)を言い渡しました。これに対して、リンさんはあくまで無罪判決を求めて、同年 1 月 31 日の最高裁判所へ上告しました。そして、同年 4 月 11 日に上告趣意書を最高裁判所へ提出しました。そして、それから約 8 ヶ月をへて、最高裁第二小法廷は、同年 12 月 7 日付で、来たる 2023 年 2 月 24 日(金)午後 3 時から、最高裁判所第二小法廷で弁論を開くことを決定し通知してきましたので、お知らせします。これにより、リンさんの死体遺棄事件は、無罪へ向けて大きく前進することになりました。

今後の取り組みについては、後日改めてお知らせしますが、以下、無罪判決実現のためお願いします。

1, 無罪判決を求める署名を集めてください

[技能実習制度 - コムスタカ—外国人と共に生きる会 \(kumustaka.org\)](https://kumustaka.org)

最高裁判所へのリンさんの無罪判決を求める署名(紙署名。ネット署名)を、新規のまだ署名していない方から集めてください。(2021 年 10 月から現在まで 9 万名を超える署名

がこれまで集まっています。)2023年2月24日までに最高裁判所へ提出します。

2, リンさんの無罪判決実現のための寄付金へご協力ください

http://kumustaka.org/TITP/2020.12_TITP.html

2023年2月24日の弁論開催は無罪判決の実現へ向け大きな前進ですが、2022年1月19日の福岡高裁の控訴審判決が見直される可能性が高くなったことを意味するにすぎません。2023年2月24日の最高裁判所での弁論、最高裁判所の判決、判決内容によって福岡高裁への差し戻しされる場合もあり得ます。リンさんの無罪判決実現のための寄付金集めにご協力ください、

レー・ティ・トウイ・リンさんのコメント

「最高裁判所の弁論開始の知らせを聞いて、とてもうれしいです。私の無罪主張に、最高裁判所の裁判官が耳を傾け、ぜひ無罪判決を言い渡してくれることを願います。これまで私を応援してくれた多くの皆さんへの感謝と、無罪判決実現へ向けて今後ともよろしく願います」